

Q 7 : 同居の子は私の被扶養者ですが、退職後、子は組合員である妻（夫）の被扶養者になれますか？

A 7 : お子様の収入が収入限度額以内であれば、被扶養者になることは可能です。退職後、配偶者の所属所で手続きをしてください。